

5. 介護施設等の整備及び運営について

(1) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等の延長について

平成26年度における介護基盤の整備に係る支援策としては、(2)の対応とともに、平成25年度末が実施期限とされていた、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」(以下「整備等特例基金」という。)及び「介護職員処遇改善等臨時特例基金」(以下「処遇改善等特例基金」という。)について、平成26年度末までに限り、実施期限が1年延長されたところである。両基金に残額を有する都道府県におかれては、平成26年度末までに執行されるようお願いする。

(2) 平成25年度補正予算案について

平成25年度補正予算案においては、平成26年度に「整備等特例基金」、「処遇改善等特例基金」が枯渇する都道府県の介護基盤の整備を切れ目なく着実に進める必要があるため、

- ① 「整備等特例基金」で実施している「介護基盤の緊急整備特別対策事業」について「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」(以下、「ハード交付金」という。)に予算計上(予算額:206億円)
- ② 「整備等特例基金」で実施している「既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業」について「ハード交付金」に予算計上(同:60億円)
- ③ 「処遇改善等特例基金」で実施している「施設開設準備経費助成特別対策事業」及び「定期借地権利用による整備促進対策事業」について「ソフト交付金」に予算計上(同:78億円)

したところである。これらの補正予算案に係る事前協議については、別途、既に基金の残高が少ない都道府県内の市区町村宛てに連絡しているところであるが、2月上旬を目途に全市区町村宛てに協議を実施する予定であるので、準備方よろしくお願いしたい。

なお、②の「既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業」については、補助対象施設を拡大する(すべての「軽費老人ホーム」、「有料老人ホーム」及び「小規模多機能型居宅介護事業所」を対象とする等)とともに、小規模な施設で水道口径や水圧等

の問題で消火ポンプ等の設置が必要な場合には、スプリンクラー設置に要する費用としての1㎡あたり9千円の補助に加えて、1施設あたり225万円までの補助を創設することを予定しているのでご了知願いたい。（「整備等特例基金」の管理運営要領についても、ハード交付金等の要綱と併せて補正予算成立後に一部改正の予定。）

特に、平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災等を受け、自力避難が困難である要介護者等が入居する施設等について、スプリンクラー設備に係る面積要件等を見直すための消防法施行令の改正が予定されており、平成27年4月より施行される予定となっていることから、該当する施設等に対して、「既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業」等を活用してスプリンクラー設置を促すなどの早期の対応をお願いします。

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進 (介護基盤等整備事業)

平成25年度補正予算(案) 206億円
(ハード交付金)

1. 概要

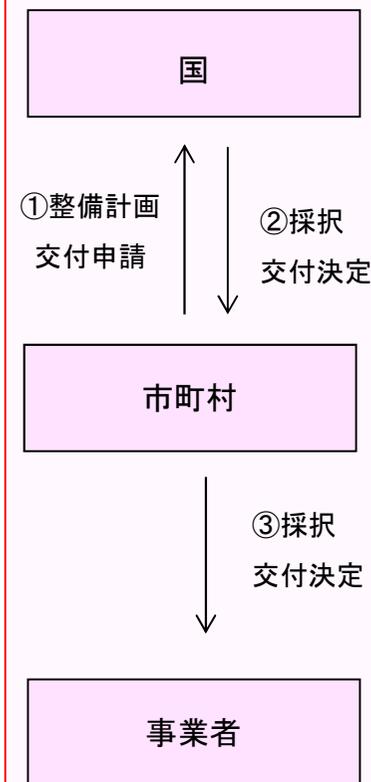
- どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現するためには、地域密着型の介護基盤の整備を着実に進めることが必要であるが、地域密着型の介護基盤の整備を支援する「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」については、25年度末には基金が枯渇する都道府県が見込まれるなど、基金の不足が顕著になっている。
- このため、各市町村で整備する地域密着型の介護基盤の整備を切れ目なく着実に進めるため、ハード交付金による支援を実施する。

2. 事業内容・補助単価

- 事業内容 市町村が整備する特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス拠点等の基盤整備に必要な経費について支援を行う。

施設・事業所類型	補助単価一覧(定額)	
地域密着型サービス		
特別養護老人ホーム	200～400万円	1床あたり
ケアハウス	200～400万円	
小規模多機能型居宅介護事業所	1,500～3,000万円	1施設・事業所あたり
認知症高齢者グループホーム	1,500～3,000万円	
認知症対応型デイサービスセンター	1,000万円	
夜間対応型訪問介護ステーション	500万円	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	500万円	
複合型サービス事業所	2,000万円	
介護老人保健施設(定員29名以下)	2,500～5,000万円	
介護予防拠点	750万円	
地域包括支援センター	100万円	
生活支援ハウス	3,000万円	

3. 補助の流れ



○ 社会福祉施設等の耐震化・防火対策等の推進 (既存介護施設等のスプリンクラー整備支援)

平成25年度補正予算(案) 60億円
(ハード交付金)

1. 概要

- 平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホーム火災等を受け、自力避難が困難である要介護者等が入居等する施設等について、スプリンクラー設備等の設置が求められているところである。
- 一方、消防庁においては、高齢者施設のスプリンクラー設備に係る面積要件等を見直すための消防法施行令の改正が予定されており、平成27年4月より施行される予定となっている。
- このため、現在、スプリンクラー設備等が未設置となっている施設等について、平成27年4月に向けて、スプリンクラー設備等の設置を計画的に行うものである。

2. 事業内容・補助単価

① 小規模施設の消火ポンプ等に要する費用の助成分(17億円) [新規]

(事業内容) スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置して対応する場合に要する費用について補助する。

(補助対象) 275㎡未満の小規模施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設、認知症高齢者グループホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等)

(補助単価) 定額:2,250千円(1施設あたり)

② 小規模多機能型居宅介護事業所へのスプリンクラー助成分(2億円)

(事業内容) スプリンクラー設備等が未設置である275㎡未満の小規模多機能型居宅介護事業所について、スプリンクラー設置に要する費用を補助する。

(補助対象) スプリンクラー未設置の小規模多機能型居宅介護事業所(275㎡未満)

(補助単価) 定額:9千円(1㎡あたり)

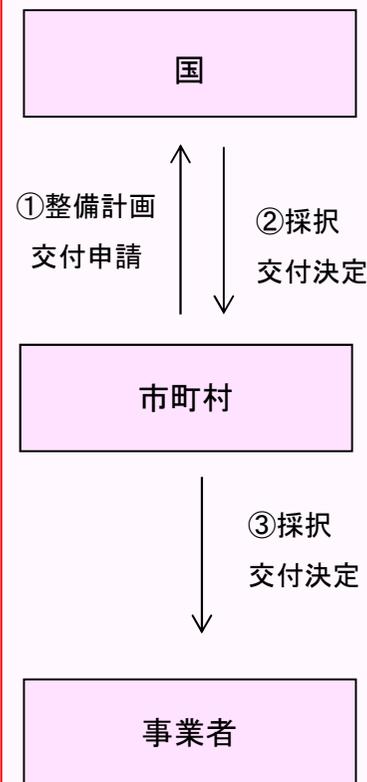
③ ケアハウス等へのスプリンクラー助成分(41億円)

(事業内容) スプリンクラー設備等が未設置であるケアハウス等について、スプリンクラー設置に要する費用を補助する。

(補助対象) スプリンクラー未設置のケアハウス等

(補助単価) 定額:17千円(1㎡あたり、1,000㎡以上)、9千円(1㎡あたり、1,000㎡未満)

3. 補助の流れ



○ 社会福祉施設等の耐震化・防火対策等の推進(続き)
 (既存介護施設等のスプリンクラー整備支援)

4. 補助対象施設	
【現行】	【改正案】
施設種別	
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
老人保健施設	老人保健施設
養護老人ホーム	養護老人ホーム
<u>軽費老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)</u>	<u>軽費老人ホーム</u>
老人短期入所施設	老人短期入所施設
認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者グループホーム
<u>小規模多機能型居宅介護事業所(要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る)</u>	<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u>
	<u>複合型サービス事業所</u>
<u>有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)</u>	<u>有料老人ホーム</u>
	<u>生活支援ハウス等</u>

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進 (介護施設等施設開設準備等助成事業)

平成25年度補正予算(案) 86億円
(ソフト交付金)

1. 概要

① 施設開設準備等特別対策事業

特別養護老人ホーム等の円滑な開設のための開設準備経費に対する支援や、大都市部における介護施設等の整備の促進を図るため、定期借地権の設定時に土地所有者に支払われた一時金について支援を実施する。

② 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業

できる限り住み慣れた地域で在宅を基本として生活を継続し、地域社会の中で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを包括的に受けることができる社会を実現するためには、「定期巡回・随時対応サービス」を拡充していくことが必要であり、事業の実施に要する経費について支援する。

2. 事業内容・補助単価

① 施設開設準備等特別対策事業 (78億円)

(事業内容) (1) 特別養護老人ホーム等の開設準備経費について補助する。

(2) 定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金について、補助する。

助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限り、保証金は対象外とする。

定期借地権の設定期間は、50年以上。

(補助対象) 特別養護老人ホーム(広域型含む)、介護老人保健施設、ケアハウス(特定施設)、
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、養護老人ホーム

(補助単価) (1) 1床あたり60万円以内

(2) 定期借地権の設定に伴い授受される一時金(※)

(※)敷地の路線価評価額の1/2を補助対象の助成対象の上限とする。

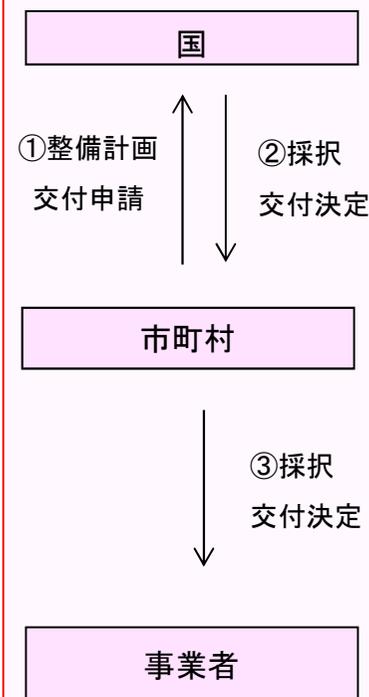
② 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業 (8億円)

1事業所あたり 1千万円 (80カ所程度)

<本事業の対象として想定されるもの>

- ・利用者からの通報に適切に対応するためのシステム構築費
- ・利用者に配布するためのケアコール端末(テレビ電話等を含む。)
- ・ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する端末(当該情報共有を管理するためのシステム等を含む。) 等

3. 補助の流れ



(3) 平成26年度の地域介護・福祉空間整備等交付金等の執行について

例年、「ハード交付金」及び「ソフト交付金」の協議は、各都道府県が管内市区町村の整備計画を取りまとめ、地方厚生(支)局へ提出していただくこととなっており、平成26年度分についても昨年度と同様、2月下旬を目途に各市区町村宛に協議の事務連絡を発出し、3月下旬を目途に各都道府県への提出期限とするスケジュールを予定しているので、管内市区町村に周知するとともに、準備方よろしくお願ひしたい。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

平成26年度予算(案)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 26億円

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金) 8億円

1. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① **市区町村全域を単位として**、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「**先進的事業等整備計画**」及び既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする「**介護療養型医療施設等転換整備計画**」を策定することができる。

【交付対象事業】

- **都市型軽費老人ホーム整備事業**：要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **施設内保育施設整備事業**：介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- **緊急ショートステイの整備事業**：虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- **市町村提案事業**：市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。
- **小規模な養護老人ホーム整備事業**：要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がつづけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **地域支え合いセンター整備事業**：高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人などの非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備をするために交付金を交付。
- **介護療養型医療施設等転換整備事業**：既存の介護療養型医療施設等を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

【助成単価】

整備区分	単位	配分基礎単価	整備区分	単位	配分基礎単価
都市型軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1,500千円	小規模な養護老人ホーム整備事業	整備床数	2,000千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10,000千円	地域支え合いセンター整備事業	施設数	(創設)30,000千円 (改修)6,500千円
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円	介護療養型医療施設等転換整備事業	転換床数	(創設)1,700千円 (改築)2,100千円 (改修)850千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円			

2. 地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)

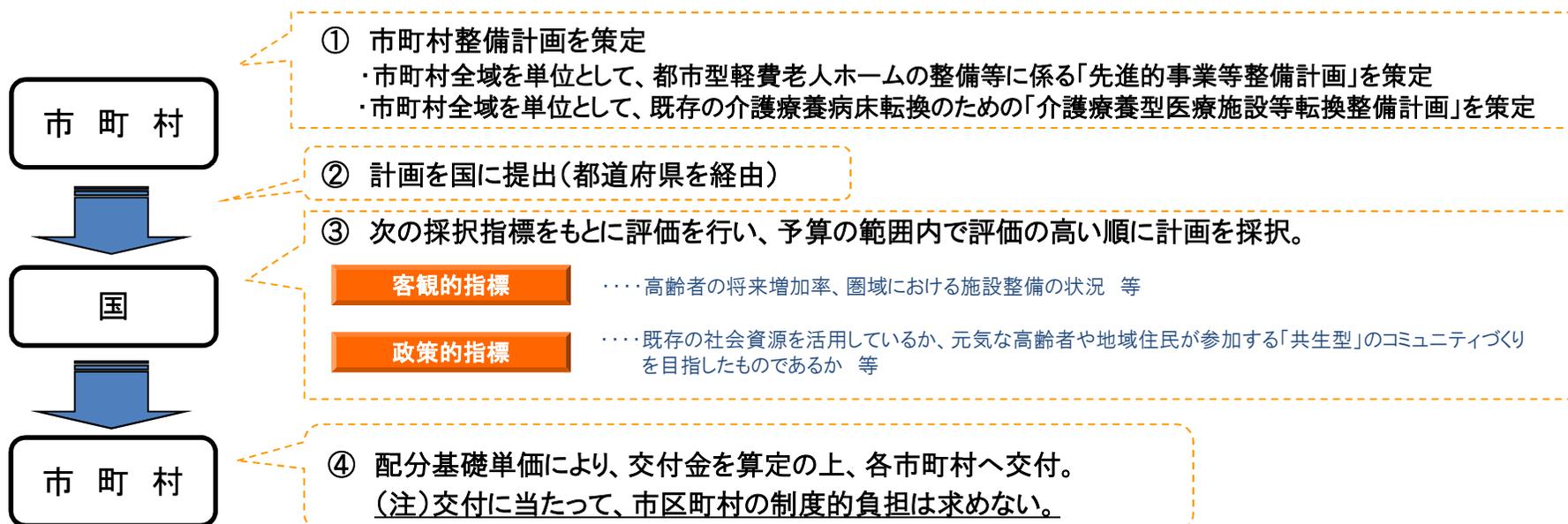
地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備等に要する経費

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- ・ 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- ・ 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業

整備区分	単位	配分基礎単価
● 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	10,000千円
● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	施設数	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3,000千円
● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	施設数	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	施設数	3,000千円
● 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	300千円
● 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	整備床数	150千円
● 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	3,000千円

交付金の交付の流れ



(4) 介護施設等の防災対策への取組等について

ア 介護施設等の耐震化について

特別養護老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の介護施設等の耐震化の状況については、「社会福祉施設等の耐震化状況調査」（平成24年4月時点での状況調査）の調査結果によると、全国での耐震化率は92.4%となっており、一部の介護施設等で未だ耐震化が図られていないところである。

介護施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用されている施設であることから、全ての介護施設等において耐震化が図られることが望ましい。

このため、特に耐震化率の低い都道府県・指定都市・中核市にあつては、一般財源による補助制度や「整備等特例基金」を活用の上、計画的に耐震化整備が図られるよう社会福祉法人等に対してご指導をお願いする。

イ 介護施設等における節電対策等について

昨年度に続いて策定された電力需給対策に基づき、今年度は全国的な節電要請が行われ（沖縄電力管内を除く）、介護施設等の節電対策に多大なご協力をいただいたところである。（平成25年度冬季の節電要請期間はH26.3.31まで）

平成26年度における電力需給対策は今のところ未定であるが、決まり次第周知する予定である。

なお、昨年度夏季における計画停電への備えとして、計画停電のおそれがある電力会社管内の地域を対象に自家発電設備の整備にあたり「地域支え合い体制づくり事業（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）」の活用を可能としたところであるが、本事業は平成26年度末までに限り実施期限が1年延長されたことから、引き続きその活用について検討されたい。

(5) 介護施設等における感染対策等について

介護施設等における感染症の発生及びまん延の防止並びに事故発生の防止については、各施設等の運営基準等において、施設等の講ずるべき措置及び感染症や事故等の発生時の報告について定めるとともに、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設等に対し周知徹底及び適切な指導をお願いする。

例年、冬季においては感染症の集団発生がみられるところであり、次の点に御留意の上、衛生主管部局と連携の上、各施設等に対して適切な指導をお願いする。

ア 今冬のインフルエンザ対策について

インフルエンザは毎年冬季に流行を繰り返しており、一般的に若年層と比較し感染症に対する抵抗力が低いといわれる高齢者が集団で生活する場である介護施設等では、集団感染の発生のおそれがあり、十分な注意が必要である。都道府県等におかれては、介護施設等に対し必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成25年11月20日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いする。

(参考)

○厚生労働省ホームページ「平成25年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

○インフルエンザ施設内感染予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki.pdf>

○インフルエンザQ&A（平成25年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

○国立感染症研究所感染症疫学センターホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

イ ノロウイルスによる感染性胃腸炎対策について

ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、この冬も介護施設等における集団感染が発生しており、適切な予防対策を講じることが極めて重要である。このような状況から、以下の通知を参考に衛生主管部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、各介護施設等に対し適切な予防対策を講ずるよう指導の徹底をお願いする。

(参考)

- 「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」

(平成25年12月4日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

- 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」

(平成19年12月26日付雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ノロウイルス検出状況 (2013/2014シーズン)

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>

- ノロウイルスに関するQ&A

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

ウ 感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等について

多数の高齢者が利用する施設等においては、集団感染が生じやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成18年3月31日付厚生労働省告示第268号)に基づき、適切な対応を徹底願いたい。

(6) 平成24年度決算検査報告(会計検査院)における指摘について

ア 交付金等により整備した地域密着型施設の利用状況について

平成24年度決算検査報告において、「ハード交付金」及び「整備等特例基金」により整備された認知症対応型通所介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所について、事業所が全く利用されていなかった例がある等、事業所が十分に利用されていない事態が生じている等の指摘を会計検査院より受けたところである。

会計検査院からは、

(ア) 市町村は、需要を的確に把握して、施設整備事業を実施しているとは認められない状況となっていた。

(イ) 施設の利用が低調等となっている理由として、

a 認知症対応型通所介護事業所では、

- 一般の通所介護事業所とのサービス内容の差異が分かりにくい。
- 介護報酬が、一般の通所介護に比べて高額で、認知症の要介護者が一般の通所介護を利用している。
- 要介護者等及びその家族が、認知症であることを隠そうとする傾向がある。

b 小規模多機能型多機能型居宅介護事業所では、通所を中心とした利用を想定しているが、利用者等が宿泊を中心とした利用を望む場合が多く、対応が困難である。

c 両施設に共通の内容として、サービスの機能や特徴等が十分に周知されていない。

ことが、その主な要因であると指摘されているところである。

については、以下の内容について了知いただくとともに、管内市区町村に対し、ハード交付金及び整備等特例基金の申請等の際に留意するよう、周知徹底をお願いする。

- ・ 補助協議に際して、サービスの需要に関する見込量が実際の利用に結びつくかの検証を行ったり、既存の地域密着型施設等の利用状況等を勘案したりするなどして、サービスの需要の見込みをこれまで以上に精査する。
- ・ 施設の整備後の利用状況についてのフォローアップを行う。

なお、利用が低調である事業所が所在する管内の市区町村に対して、事業所の提供するサービスの機能や特徴等について要介護者等へ周知する等の指導・助言を行うこともあわせてお願いする。

イ 特別養護老人ホームにおける積立金等の取扱いについて

また、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームの積立金等について、以下のとおり指摘（意見表示）を受けたところである。

（意見表示の内容）

- ・ 特別養護老人ホームにおける将来の施設の改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行うこと。
- ・ 移行時特別積立預金に見合う金額を移行時特別積立金として経理するとともに、保有する移行時特別積立預金を有効に活用するための具体的な用途等を改めて検討すること。

上記の指摘も踏まえ、特別養護老人ホームの安定的な経営の確保及び財務状況の透明性の確保の向上を図るため、関係通知の改正等を行う予定である。

（7）養護老人ホーム・軽費老人ホームについて

要介護度は低いものの、経済的な理由等により在宅での生活が困難な高齢者の受入先として、養護老人ホームや軽費老人ホームがある。これらは平成18年度に介護ニーズに対応するために介護保険制度を適用する等の制度改正が行われたところである。その後、高齢化の一層の進展や経済情勢の悪化等により、生活困窮による生活保護受給者の増大や社会的に孤立する高齢者等、介護ニーズ以外の面で生活困難を抱える高齢者が増加し、その取り巻く環境は大きく変化してきている中、特に養護老人ホームでは、近年、定員割れの施設も見られることから、入所措置すべき者の把握や措置が確実に行われることが必要である。

また、養護老人ホームや軽費老人ホームには多様な状況の方が入所されており、複合的な課題へも対応できるノウハウを持つ施設も多いことから、入所機能だけでなく、例えば、地域で暮らす高齢の生活困窮者等に対する相談支援の機能等、地域の中核的な役割を担うことも期待できるものであり、積極的な活用をご検討いただきたい。

なお、これらを含め、今年度の老人保健健康増進等事業を活用して、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの今後のあり方も含めた社会福祉法人の新たな役割について検討しているところである。

(8) 社会福祉法人制度の見直し検討等について

現在、厚生労働省（社会・援護局）において、外部有識者等で構成する「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を立ち上げ、福祉ニーズが多様化・複雑化している中における社会福祉法人の在り方について検討を行っているところであり、今年5月を目途に論点整理を行うこととしている。

検討会におけるこれまでの議論の中で、社会福祉法人運営の透明性の確保についても昨年11月に開催された第3回において議論が行われ、平成25年度以降の財務諸表について、インターネット上での公表の実施について義務化することが決定されたところであるが、平成24年度の財務諸表の公開状況調査結果（平成25年7月末現在）によると、老人福祉関係法人における財務諸表のホームページでの公表割合は低調であることから、各都道府県等におかれては、趣旨をご理解いただき、所管する法人の財務諸表の公表に向けて、ご協力をお願いしたい。

なお、社会福祉法人制度の見直し検討等に関する詳細については、社会・援護局の資料をご参照願いたい。

財務諸表の公開状況（第18回規制改革会議資料）

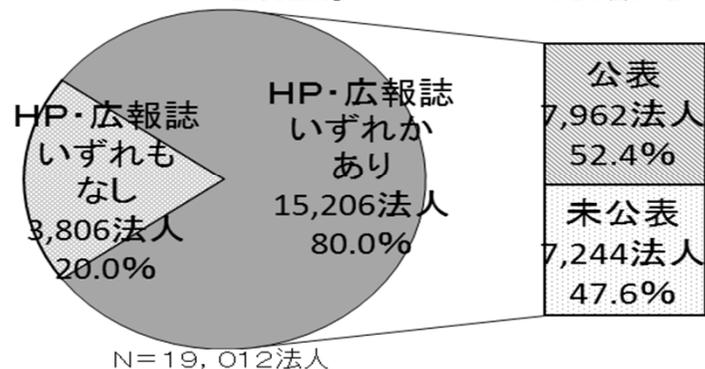
財務諸表の公開状況の調査結果について

平成25年9月30日(月)
厚生労働省提出

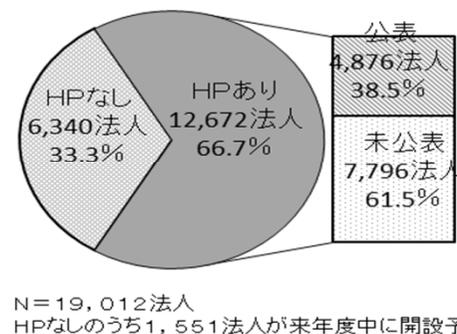
- 平成25年5月の規制改革会議からの要請を受け、厚生労働省より社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を公表するよう指導するとともに、各所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を公表するよう協力を要請（平成25年5月末）。
- 平成25年6月、規制改革実施計画の閣議決定後直ちに、社会福祉法人及び所轄庁に対して平成24年度の財務諸表の公開状況に係る調査を実施（平成25年7月末時点）。
- 全国19,810の社会福祉法人のうち、有効回答を得た19,012法人について集計（有効回答率96.0%）。
また、846の所轄庁のうち、回答を得た844について集計（回答率99.8%） ※福島県の一部市を除く

1. 社会福祉法人での公表状況

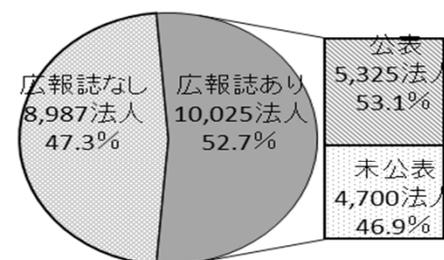
<ホームページ・広報誌いずれかの公表状況>



<参考：ホームページでの公表状況>



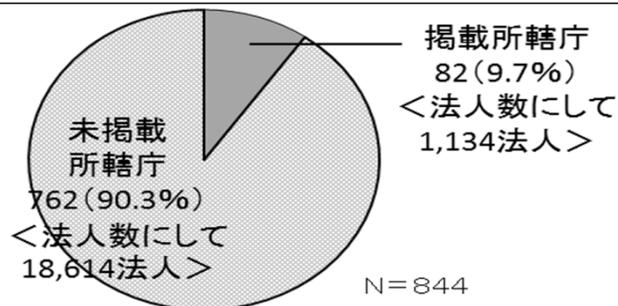
<参考：広報誌での公表状況>



<参考>平成21年度厚生労働省社会福祉推進費補助金を活用した調査研究事業報告書（平成22年3月、三菱総合研究所）によると、ホームページがある社会福祉法人は約5割強、そのうちでホームページ上に財務諸表を公開している法人は約3割。

2. 所轄庁での公表状況

<HP掲載している所轄庁>



■厚生労働省から各所轄庁に対する協力要請時点ではHP掲載している所轄庁はなし（H25.5月時点）

■未掲載所轄庁の主な掲載理由
・HPのシステム構築に時間を要するため
・法人の了承が得られないため 等

【参考】ホームページでの財務諸表の公開状況の内訳（所轄庁及び事業属性別）

- 全国19,810の社会福祉法人のうち、回答を得た法人は19,012法人(96.0%)。798法人は未回答。
- 回答を得た19,012法人のうち、ホームページがある法人は12,672法人(66.7%)。
- ホームページがある12,672法人のうち、貸借対照表及び収支計算書の全て若しくは一部を公表している法人は4,876法人(38.5%)。公表していない法人は7,796法人。
- 所轄庁別では、指定都市・中核市・一般市が所管する法人の公表割合が低調であり、中でも一般市が所管する法人で公表していない法人が3,747存在(公表していない法人の約半数)。

<HPがある法人数及び割合>

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	171 (90.5%)	63 (94.0%)	13 (65.0%)	75 (91.5%)	5 (100.0%)	1 (100.0%)	22 (88.0%)	350 (90.0%)
都道府県	1,168 (70.6%)	719 (73.7%)	85 (64.9%)	661 (58.6%)	20 (83.3%)	464 (50.3%)	95 (89.6%)	3,212 (65.0%)
指定都市	557 (78.9%)	335 (75.1%)	55 (62.5%)	731 (67.9%)	12 (85.7%)	134 (98.5%)	23 (88.5%)	1,847 (74.1%)
中核市	450 (70.1%)	263 (68.8%)	39 (55.7%)	663 (60.3%)	6 (85.7%)	39 (100.0%)	12 (66.7%)	1,472 (65.2%)
一般市	1,817 (70.1%)	915 (64.8%)	135 (56.0%)	2,267 (57.3%)	11 (73.3%)	630 (91.8%)	16 (53.3%)	5,791 (64.8%)
合計	4,163 (72.0%)	2,295 (69.9%)	327 (59.5%)	4,397 (59.9%)	54 (83.1%)	1,268 (71.1%)	168 (82.0%)	12,672 (66.7%)

<HPで公表している法人数及び割合>

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	81 (47.4%)	36 (57.1%)	8 (61.5%)	29 (38.7%)	3 (60.0%)	1 (100.0%)	17 (77.3%)	175 (50.0%)
都道府県	507 (43.4%)	361 (50.2%)	48 (56.5%)	220 (33.3%)	15 (75.0%)	278 (59.9%)	46 (48.4%)	1,475 (45.9%)
指定都市	198 (35.5%)	154 (46.0%)	33 (60.0%)	164 (22.4%)	11 (91.7%)	97 (72.4%)	9 (39.1%)	666 (36.1%)
中核市	164 (36.4%)	116 (44.1%)	16 (41.0%)	179 (27.0%)	3 (50.0%)	32 (82.1%)	6 (50.0%)	516 (35.1%)
一般市	640 (35.2%)	383 (41.9%)	59 (43.7%)	520 (22.9%)	8 (72.7%)	426 (67.6%)	8 (50.0%)	2,044 (35.3%)
合計	1,590 (38.2%)	1,050 (45.8%)	164 (50.2%)	1,112 (25.3%)	40 (74.1%)	834 (65.8%)	86 (51.2%)	4,876 (38.5%)

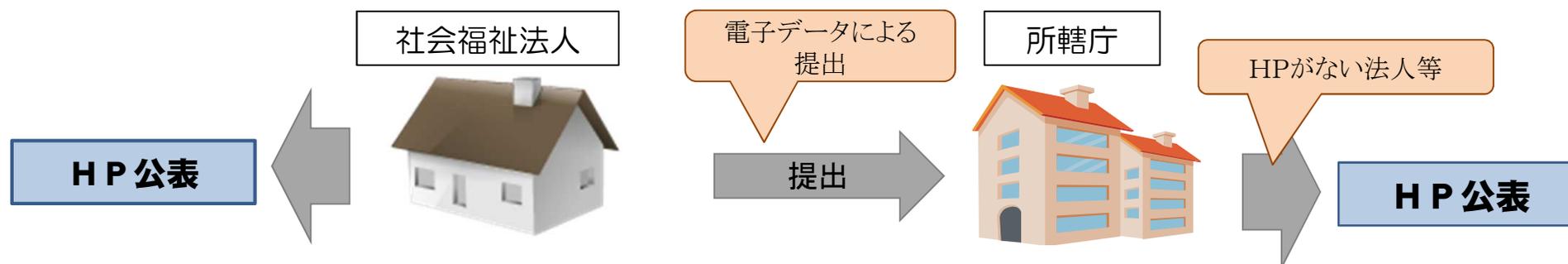
社会福祉法人の財務諸表の公表に関する対応方針

趣旨

- 社会福祉法人は、地方公共団体に代わって社会福祉事業を実施している側面もあり、補助金等が交付され、税制優遇も受ける公益性の高い法人であり、国民に対して経営状態を公表し、経営の透明性を確保していくことは、その責務である。
- また、社会福祉法人の情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断材料となる。
- これらのことから、社会福祉法人の財務諸表の公表については、以下の方針で対応する予定。

対応方針

- ① 閲覧請求等の条件を見直した上で、**社会福祉法人に対し財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化**(制度改正)。
- ② **社会福祉法人に対し所轄庁への現況報告書**(付属資料である財務諸表を含む。)の提出を電子データで行わせることを**義務化**(様式例及び審査基準の改正)。
- ③ 全ての社会福祉法人におけるインターネット上での財務諸表の公表の完全実施までの間は、①によって義務化された場合であっても、ホームページが存在しない法人や未公表法人が存在することも想定されるため、②により所轄庁に提出された電子データ化された当該法人の財務諸表を、**所轄庁のHPで公表**する。



6. ユニットケアに関する研修について

高齢者介護の基本理念である「尊厳の保持」と「自立支援」は、一人ひとりの生活と暮らしの継続の尊重を念頭に、個別ケアと生活支援を実践することによって実現しうるものである。そのため、介護保険施設においては、利用者が自分の居場所を確保した上で、家庭的な雰囲気の中で利用者一人ひとりの生活リズムに沿って過ごせるユニット型個室の普及を推進しているところである。

ユニット型施設で提供されるユニットケアについては、画一的ではなく、個人の状態や希望に応じた柔軟なサービスが求められる。その推進に当たっては、ユニット型施設に従事する職員に加え、施設を指導する立場にある自治体担当職員においてもユニット型施設及びユニットケアに関する正しい知識の習得が必要であり、都道府県・指定都市におかれては、次の研修を活用し、ユニットケアの普及に御協力をお願いしたい。

(1) ユニットケアに関する施設整備・サービスマネジメント研修について

ユニットケアに関するハード面の整備については、高齢者の生活を理解した上で設計段階における的確な指導や助言を行うことが、その後の適切なサービスの提供につながる。そのため、平成16年度より施設整備担当者研修を実施し、自治体担当職員がユニットケアへの理解を深め、建物整備相談業務等に活かせるような研修を実施している。

また、ユニットケアの実践は、従来型のケアの実践とは異なるため、高齢者の具体的な生活像やユニットケアの仕組みを十分理解した上で、ユニット型施設の運営について指導助言を行う必要がある。そのため、平成18年度よりサービスマネジメント担当者研修を実施し、自治体担当職員がユニットケアへの理解を深め、施設運営の向上に活かせるような研修を実施している。

平成26年度のユニットケアに関する研修のうち、施設整備担当者研修（定員50名）、サービスマネジメント担当者研修（定員50名）については、国立保健医療科学院（埼玉県和光市）において6月9日（月）から11日（水）の日程で開催を予定しているので、ご了知いただき、ユニットケアの普及に向け、研修への積極的な参加をお願いしたい。

(2) ユニットリーダー研修等事業について

施設管理者研修では、ユニットケアを導入するに当たり、管理者が抱える課題の解決に役立つ事例の紹介や対策について実践的に考えられる内容を、また、ユニットリーダー研修では、利用者の尊厳の保持やこれまでの生活の継続並びに利用者の自立を支援するためのユニットケアについて理解を深める内容をそれぞれ実施していただいているところである。

都道府県等におかれては、引き続きこれらの研修の実施主体として、研修の開催や受講者の推薦等、適切な研修運営をお願いする。

ユニットリーダー研修等は、都道府県等が自ら行うほか、都道府県等が適切と認めた団体に委託して実施することが可能である。この場合、都道府県等は、研修受託団体の研修に対する理念や研修実施体制、研修内容等を十分に把握し、必要に応じて適切な指導を行っていただくとともに、研修受託団体がユニットリーダー研修実地研修施設の選定を行う際は、担当職員が現地調査に立ち会う等、積極的に関与していただき、研修の質の確保に努めていただきたい。

なお、都道府県等の判断により、研修を複数の団体に委託して実施することも可能である。この場合、都道府県等は、研修修了者について、研修実施団体、修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を一元的に作成し、管理する必要がある。また、研修受講生が混乱しないよう、事前に情報提供を十分に行っていただきたい。

研修の実施にあたっては、研修受講生の利便性に鑑み、可能な限り職場から近い場所で研修を受講できるよう、ユニットリーダー研修実地研修施設の確保についてご配慮いただきたい。